

訴状

第3 統一協会による加害行為の違法性

目 次

第3	統一協会による加害行為の違法性	45
1	統一協会による加害の特徴	45
2	本件の判断基準	47
3	入信経緯要件について	49
(1)	統一協会の伝道・教化課程の概要	49
(2)	なぜ大きな変化がひきおこされたか	50
(3)	伝道課程は文鮮明を再臨のメシアと信仰させる場	53
(4)	必須な前提行為の違法性	54
(5)	信仰させる手段等の違法性	57
(6)	入信経過要件についてのまとめ	67
4	関わり方要件について	68

(1) 隷従させる	68
(2) 絶対的権威文鮮明・死後は韓鶴子	68
(3) 隷従させるための継続的取組をおこなっている	69
(4) 倫理観を乗り越えさせる	72
(5) 入信経緯要件と関わり方要件についての小括	76
5 その他の要件	76
6 結論	77

第3 統一協会による加害行為の違法性

1 統一協会による加害の特徴

(1) 実践段階に被害は集中

実践段階に入ってからが献金や物品の購入の回数が多く、金額も多くなる。長い期間であるから累計金額も多くなる。原告の場合は、すべての献金被害が実践段階において発生している（別紙2 6番以降）。2世問題を含め、統一協会被害のほとんどは実践段階で発生する。

（2）その際の意識・加害行為の特性

実践段階の統一協会員の判断能力は普通の人＝私達＝と何も変わらない。私達と違うのは、統一協会が別紙3 関連判決一覧表の丙事件でも主張したとおり、「ビデオセンターに始まる統一原理を受講して信仰を持った人は、統一原理を学び、その価値観を受容して、その価値観を一つの判断基準として行動するようになったもの」（甲59 37頁1～4行目）という点なのである。

より具体的に献金勧誘に応ずる行為に焦点をあてていえば、統一協会信者と私達の違いは、

- ① 植えつけられた文鮮明が再臨のメシアであるとの信仰に結び付けられて、因縁を解消し、原罪を脱がせてもらって救われ、子供達を守るには、献金をしなければならぬとの教義を真理、信念として内在化させられており、それに伴う感情を持たされていること（17頁（2）、39頁（2））
- ② 統一協会員の行動を最終的にコントロールする、サタンとか地獄（霊界）とか因縁や恨霊等の超自然的現象の存在を実感させられた結果、それを刺激されれば、統一協会員にとっては現実的な不安や恐怖を発生させる認識（記憶）を持たされていること（39頁 ア）
- ③ 宗教的上位者＝アベルの指示に絶対的に従うことを規範として内在化され、行動として習慣化されていること（18頁（3）、69頁（ア）、71頁 ウ、74頁 ア）

なのである。

統一協会の勧誘（加害）行為は、献金をさせる意思決定の段階では、上記の信仰に結び付けられた信念として内在化させられている①～③に対して働きかける方法でおこなわれる。したがって、意思決定の段階では畏怖させたり、困惑させたり等の激しい勧誘行為をする必要はすでになくなっている。その結果、統一協会の献金や物品購入勧誘行為を民法の意思表示の瑕疵の理論とその外延を拡大する方法によって把握することは不可能、あるいは困難なのである。

(3) 献金等の違法性を問うための課題

そうすると、実践段階等でおこなわれた献金や物品購入勧誘行為の違法性を問うためには、普通の人々が統一原理を真理・信念＝判断基準として内在化し、アベルの指示に基づいて行動する人間に、どのような過程で変えられたのか、それが違法といえるのかを問題としなければならない。

普通の人々の信念を統一原理が真理である、それを判断基準として行動する人間に変えるところが、上記甲59による統一協会の主張のとおり、ビデオセンターで始まる統一協会の伝道・教化課程であり、その本質は「信仰を持った」(原告の主張によれば「信仰を持たされた」)ことなのである。統一協会の伝道・教化課程の違法性を追及したのは、札幌地裁での甲・乙・丙の3件の集団訴訟(別紙3)が中心である。

2 本件の判断基準

(1) 献金勧誘行為について

ア 最高裁の判断基準

令和6年7月11日付け、令和4年(受)第2281号事件に対する最高裁判所第一小法廷判決(以下、「最高裁判決」という。甲60)は、元信者に対する統一協会の献金勧誘行為の違法性が争われた事件で、最高裁として初めての判断基準を示した。

最高裁判決は、まず次のとおり指摘する。

「そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず」(甲60 5頁下から2行目～6頁2行目)

この判示は、個別の献金の勧誘に際して害悪を告知して不安をあおるような勧誘行為が違法性を帯びることは当然のこととしつつ、献金の勧誘行為として違法となる場合が、そのような場合に限定されないことを明示したものである。

そのうえで、最高裁判決は判断基準を次のとおり判示した。

「以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどし

た事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。」(甲60 6頁7～12行目)。

最高裁判決は続けて、次のとおりの判断要素を示して、それらを多角的な観点から検討することによって、上記判断基準該当性を判断することが求められるとした。

「そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等といった判断要素について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」(甲60 6頁12～16行目)

(2) 物品購入勧誘行為について

ア 解散命令決定の判断基準

東京地方裁判所は令和7年3月25日、文部科学大臣が申し立てた、統一協会に対する宗教法人解散命令申立事件(令和5年(チ)第42号)について「統一協会を解散する」との決定を下した(甲17)。

解散命令決定は、献金勧誘行為の判断基準については上記の最高裁判決を引用し(甲17 17頁34～41行目)、物品購入勧誘行為の違法性判断基準について、以下のとおりに判示した。

「金銭の支払とともに、物品の授受があったとしても、その物品の客観的交換価値が乏しく、宗教的価値が専らであるなど、金銭支払の趣旨が献金と同視できるような場合にも、上記(注：最高裁判決の判断基準を指している)と同様の判断基準が妥当するというべきである。

また、物品が客観的交換価値を有し、物品の購入といえるような場合でも、物品購入の判断に当たって直接又は間接に意思決定が抑圧され、物品の客観的交換価値及び購入者の資産や生活の状況等に照らして不当に高額といえるような事情があるなど、上記aで説示した判断要素(注：最高裁判決の判断要素のことを指している)を多角的に考慮した結果、社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められるときは、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。」(甲17

17頁43～49行目)

以上の判断基準が本件における判断基準である。

(3) 加害の特性との関係

最高裁判決の判断要素のうち「入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方」(以下、「入信の経緯」を「入信経緯要件」といい、「その後の宗教団体との関わり方」を「関わり方要件」という)は、統一協会による被害の場合、「寄付者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情」を形成した最も重要なものであるので、この点の検討が必要となる。

3 入信経緯要件について

(1) 統一協会の伝道・教化課程の概要

ア 伝道課程と教化課程

街頭等で対象者をキャッチして、ビデオセンターの受講決定をさせることができると伝道課程が始まる。原告の場合は肉親(姉)からの勧誘であった。原告の場合、伝道課程はビデオセンターとその後のアパートの一室で4人で受けた講師による講義で構成されていた。それが終わった後の、教育トレーニングと教育新規隊が教化課程である。

イ 各課程の役割

伝道課程は、文鮮明を再臨のメシアであると確信させること、すなわち、信仰させることを課題としている。その時点で統一協会に入信したと評価される。教化課程は、統一原理を統一原理として本音の部分も含めて体系的に教え、伝道課程で植えつけたばかりの信仰を強化し、実践課題を与え、訓練的な実践をさせることを課題としている。信者として活動させるための教育訓練期間である。それが終わると、実践段階である。統一協会の地方組織の各部署に配属されて、そこで献金、物売り、伝道活動等をさせられる。

ウ 各課程の特徴

(ア) 伝道課程の特徴

ビデオセンターへの勧誘の際の特徴は、正体を隠して目的を偽ることである。統一協会であること、宗教団体の伝道活動であることを隠し、幸せになるための勉強等、虚偽の目的を告げて、騙す。

内容的な特徴は以下のとおり、

- ① 地獄の存在を確信させ、教義にはない因縁の存在を実感させること
- ② 統一協会であることを隠して、統一協会の宗教教義である統一原理を、統一原理であることも隠し、さらにその本音の部分を隠して、普通の日本人に受け入れられ易いようにして（以下、「薄められた」と表現する。なお、薄められた統一原理と本音の統一原理を、「別紙4 薄められた統一原理と本音の統一原理」で対比している）教え、それを信じさせること
- ③ それを前提知識として、原理の神と原罪を実感させ、文鮮明が原罪を脱がせてくれる唯一の人＝再臨のメシアであるとの信仰を持たせてしまうことである。なお、この段階で持たされる信仰の強さ、深さについては個人差がある。

(イ) 教化課程の特徴

教化課程の特徴は、本音の統一原理を始めて教えたうえで、再臨のメシアに原罪を脱がせてもらう＝救ってもらうための方法が合同結婚であること、それを受け取るための条件として、献金をし、最低3人の信者を伝道をしなければならないこと、日本はエバ国家であるので経済活動をしなければならないという本音の統一原理・実践課題が初めて教えられることである。そして、訓練的な経済活動・伝道活動の実践をさせられる。原告の場合はお茶売りだった。教育新規隊では鑑定チケットを売る伝道活動をおこなわされた。この時期に最初の物品購入をさせられる人が多い。以上を通じて、文鮮明が再臨のメシアであるとの信仰を強化することである。

(ウ) 実践課程の特徴

次いで、実践段階である。訓練的な実践によって嘘をついて勧誘することに馴れさせられ、統一協会の地域の組織等に所属させられ、繰り返しの教育を受けながら、自己破産に至るような献金をさせられたり、自ら物品購入をさせられたりしながら、正体を隠して伝道、物販活動を、家庭生活を犠牲にしながら脱会するまでさせられることになる。なお、原告の場合、先祖解怨の教育と同時に恨霊や浮遊霊という先祖の行為によって恨みを持った人の霊の存在や、先祖解怨・先祖祝福・特別解怨という新しく作られた先祖因縁や恨霊からの救済方法の教育を受けている(37頁 イ)。それには定額制で多額の献金が必須である(38頁 ウ)。

(2) なぜ大きな変化がひきおこされたか

実践段階に至ると、大きな変化が引き起こされる。その理由を明らかにすることが必要となる。その中心は信仰を持たされることであるので、その点を検討する。

ア なぜ信仰を持たされるのか

嘘をつかれたことによってビデオセンターを受講するようになったとしても、何故統一協会の信者になってしまうのか？という疑問がある。

別紙3記載の乙事件判決は次のように判示している。

「多くの日本人なら、宗教性が秘匿されようがされまいが、旧約聖書を題材にした原罪の話などは、『古事記』同様の神話にすぎないと考えるだろうし、霊界・因縁の話などは迷信にすぎないと考えるであろうと思われ」(甲72 246頁1～3行目)。

確かに、わずか数ヶ月程度で文鮮明が再臨のメシアであるとの信仰を持たされてしまうことなど信じがたいことである。しかし、超自然的事象に親和的な人は、思いのほか多数いるのであって、そのような人を選別し(21頁(a))、巧妙に組織化された統一協会の伝道・強化課程を歩ませれば、信じられないほどの高い確率で、信仰を植えつけることができるのである。そのような劇的な変化をおこす統一協会の伝道・教化課程が事実に基づいて分析されなければならない。

イ 「真理を伝えること」と「神の愛と導きを実感させる場の提供」

東京地方裁判所平成29年(ワ)第40746号、同平成30年(ワ)第1501号事件において、統一協会は、その伝道・教化課程でおこなわれていることは「真理を伝えること、神の愛と導きを実感することのできる環境を提供すること」であると主張している(甲61 準(3) 6頁4～5行目)。伝道課程の事実に照らして考えれば、「真理を伝える」こととは伝道課程では宗教教義であることを隠して、事実である、真理であるとして、薄められた統一原理を教えることである。教化課程では、統一協会に献金することが救われるために必要である等の本音の統一原理を教えることである。

では、「神の愛と導きを実感させる場を提供すること」とはいったいどういうことなのだろうか。統一協会の伝道課程には、霊界や、神や、原罪や、再臨のメシアなど超自然的な事象について、その実在を実感させるための手段が組み合わせられて存在しているので、そのことなのである。

ウ 超自然的事象を実感させられることの意味

神など超自然的事象の存在を実感させられるとは、情報として知っている、信じているという認識の段階から、体験等に関連させられて確信させられているという段階に認識が発展させられ、深められたことを言う。信じて疑わないという状態であれば、信仰したということである。

人によっては、それまでの体験等と結び付けられることによって、講義を聞くだけでも、超自然的な事象の存在を実感する人もいる。過去に身に覚えのある体験（たとえば、罪意識に繋がるような性体験、嫉妬心など）があり、その原因（墮落など）について、講師とされている「権威」から断定されたり、納得可能なように、何ひとつ変なところのないように説明されると、自身の性格や心（特に悪いと感じている面）などとも結び付けて、超自然的な事象の存在（特にサタン、原罪、地獄）の存在を納得してしまうからである。

それに加えて、統一協会の伝道課程には、家系図、映像、祈りなどで求める気持ちを高めさせることや行動させることで神、地獄、メシアの存在を「誤解」させる手段が組み込まれている。

そして、統一協会の伝道課程では、霊界（特に地獄）・因縁、原理の神、原罪という順で、その存在を順次実感させられるようになっている。身近なものの方が実感させやすいからである。

原告も、統一協会の伝道課程によって、霊界、神、原罪、再臨のメシアなど超自然的な事象を順次実感させられている（58頁 c、60頁 イ）。それらは、文鮮明を再臨のメシアであると実感させるための、「宗教的感性を啓発する」（甲62 2頁9行目）ことなのである。

エ 伝道課程等でおこなわれていること・総括

統一協会の伝道課程は、以上の考えによる分析によれば

- ① 霊界（特に地獄の実相）と因縁について教えること、それを実感させること
- ② 原理の神について教えること、それを実感させること
- ③ 自ら犯した罪から原罪まで、罪について教えること、それを実感させること
- ④ 文鮮明について教え、それを再臨のメシアとして信仰させること（原告のよ

うに「そうなんだ」と受け入れるというレベルの人もいる)
を主な内容としている。

そして教化課程では、

- ⑤ 原罪を脱がせてもらう方法とそのために行わなければならない実践課題を教え、訓練的な実践をさせること
- ⑥ 統一協会に隷従させるための教えとそのため的手段を教え、実践させること

を主な内容としているのである。

- ⑦ なお、原告の場合は、実践段階の初期に宗教的回心が発生し、文鮮明を再臨のメシアと信仰させられたことが発生している。

そして、原告の場合、先祖解怨とともに、

- ⑧ 恨霊、浮遊霊、先祖解怨、先祖祝福、特別解怨について教えられたこと
- ⑨ ④と⑦によって内在化させられた本音の統一原理と①と⑧を判断基準とさせられ、アベルの指示によって、献金等の実践活動をさせられ、被害が発生したのである。

(3) 伝道課程は文鮮明を再臨のメシアと信仰させる場

ア 信仰が自主的なものであるかどうか最大の問題

統一協会の伝道課程の中心課題は、受講生に上記のとおり、文鮮明を再臨のメシアと信仰させること（文鮮明を原罪を脱がせてくれる唯一の存在と信仰させること）である。上記①～③は、④を経過して⑦を発生させるために必須なことであり、⑤～⑥、⑧～⑨は、②+④と⑦が発生することによって可能となることなのである。

したがって、統一協会による加害の違法性を考える場合、文鮮明を再臨のメシアと信仰させたことが、統一協会の行為によって受講生の信教の自由を違法に侵害した結果でないかが最大の問題となる。

なお『『信仰の自由』は『宗教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し、または変更することについて、個人が任意に決定する自由』である』とされる（芦部信喜 「憲法 [第7版]」 100～161頁 → 消費者法研究 13号 甲69 91頁より）。

宗教団体による伝道活動であっても、国民の信仰の自由を侵害することができ

ないことは甲事件と乙事件で判示されている（甲69 119頁に引用されている。甲事件判決 甲71 498頁8～12行目・丙事件判決 甲73 132頁下から3行目～133頁2行目）。当然至極のことである。その判決が示す憲法学の課題については上記13号の山元一論文（甲69 85～121頁）の「3信教の自由の再定位へ」で明らかにされている（甲69 117頁）。

イ 検討の対象と検討の順序

文鮮明を信仰させることを受講生に引き起こす統一協会の行為の違法性について検討する場合、それに直接かかわる行為だけを検討対象とすれば良いのではない。その発生のためには、神の实在の実感、原罪の实在の実感が必須なのであるが、受講生にそのような実感を持たせるために、正体を隠したビデオセンターへの勧誘、統一原理であることを隠して薄められた内容を真理として信じさせ、実感させること等がおこなわれていることの重要性を直視しなければならない。又、主の路程の講義までの課程においては、信仰を持つかどうかを判断する上で極めて重要な事情であるにもかかわらず、信仰を植えつけられた後におこなわされることになる宗教的実践活動の内容が何ひとつ示されていないことも、決して軽視してはならない。それらの統一協会の行為と文鮮明への信仰を発生させる行為とを総合して、それらが受講生の信教の自由を違法に侵害していないかどうかの検討が必要なのである。したがって、以下、まず必須な前提としておこなわれている行為の違法性について、次いで、文鮮明を信仰させる行為とその前に宗教的実践課題が明らかにされていないことの違法性について主張する。

（4）必須な前提行為の違法性

ア 正体を隠して、目的を偽って伝道すること

まず、正体を隠した、目的を偽った勧誘が極めて重要である。ビデオセンターが統一協会の伝道課程の最初の施設であることがわかれば、ほとんどの人が受講しないことは明らかである。受講しないかぎり、統一協会員になることはない。したがって、このことは、原告を含む、現在統一協会員であるほとんどの人の人生に決定的に重大な影響を与えた嘘（意図的な重大情報の非開示と虚偽の告知）なのである。経済取引の勧誘については、取締りの対象とすらなるのである（乙事件判決 甲72 260頁下から2行目～261頁1行目）。

正体を隠して勧誘する結果、教える内容が統一協会の宗教教義である統一原理

であることを隠して教えることが可能となる。ビデオセンターが統一協会の宗教教義を教える場であることが判れば、ほとんどの人がその段階で辞める（甲16の2 8頁12～19行目）。そうすると、統一協会員になることはあり得ない。

したがって、上記2つのことは、受講生の自主的な選択によらずして信仰を植えつけるおそれのある行為であり、受講生の信仰の自由を侵害するおそれのある行為である。したがって、これらのことのみでも統一協会の伝道課程は違法であると評価されるべき重要な事由である（甲事件判決 甲71 504頁18～20行目・乙事件判決 甲72 246頁18～21行目）。

イ 統一原理であることを隠して、真理であると教えること

正体を隠した勧誘の結果、霊界とか、神とか、原罪の实在を内容とする宗教教義を宗教教義であることを隠して、事実である真理であるとして教えることができる（甲16の2 8頁20行目～9頁1行目）。

その効果について、乙事件判決は次のとおり認定している。

「宗教教義として説明されるより、科学的言説を用いるなどして説明される方が、多くの人は、原罪や霊界・因縁が实在すると信じやすい。」（乙事件判決 甲72 245頁下から8～7行目）。

宗教教義であることが明らかであれば、宗教の勧誘であると判るから、上記のとおり、殆ど人はすぐ辞めることができる。聞き続けるとしても、必要な知的警戒心や客観的な目で講義を聞くことができる。他者に相談してみようとの動機も強まる。それらのことが封じられているので、高い確率で講義を信じてしまうという事態が発生するのである（甲16の2 4頁下から3行目～8頁11行目）。正体を隠し、宗教教義であることを隠した教え方は、超自然的事象を主な内容とする統一原理を真理だと信じさせることに決定的に寄与しているのである。

ウ 薄められた内容を教えること

又、薄められた内容であることも重要である。「別紙4 薄められた統一原理と本音の統一原理」と題する一覧表に、統一原理の主要な概念について、その内容を対比して記載してある。この段階で、誠の限りを尽くした献金が必要などと信者になってからの実践課題を含む本音の統一原理が教えられたなら、全ての人が、直ちに受講を辞める。そうすれば、統一協会員にはならない。薄められているため受け入れることができるのである。以上のとおり、薄められた内容であること

も、真理であると信じさせることに重要な寄与をしているのである。

エ イ、ウは信仰の自由への侵害

薄められた統一原理を真理と信じさせることと文鮮明を再臨のメシアと信仰させることの間には、次のとおり、決定的な関係がある。

統一協会は、別件で「統一原理を学ぶことは文師を再臨のメシアと実感するのに役立つ前提知識を学ぶことにはなる」と主張している（甲62 2頁7～9行目）。受講生は主の路程の講義までの伝道課程で、統一原理であることを隠して、薄められた内容で教えられた統一原理を前提知識として、それが真理であるとの認識を持たされる。そのことを前提として、文鮮明が再臨のメシアであるとの信仰を持たされるのである（甲16の2 13頁下から4行目～14頁4行目）。前提知識なしには文鮮明を再臨のメシアとして信仰することは発生しない。すなわち、薄められた統一原理を真理であると信じさせられたことによって、本音の部分が隠された状態の統一原理で信仰を持たされたのであるから、騙されて信仰を持たされたことと同じである。文鮮明を再臨のメシアと信仰させた後から、薄められた概念の内容を本音のものに変えていくのである。

以上のとおり、正体を隠し宗教教義であることを隠して薄められた統一原理を教えることは、文鮮明が再臨のメシアであるとの信仰を植えつけることに、直接結びついた極めて重要で、この不当な行為なくしては受講生は文鮮明を再臨のメシアと信仰することはないのであるから、受講生の信仰の自由を侵害する行為なのである。

オ 教義でない先祖因縁を信仰への導入として用いていること

統一協会は、ビデオセンターの初期は先祖因縁を中心に教え、因縁を実感させる（甲16の2 4頁下から3行目～7頁末尾行）。すなわち、ほとんどの先祖は地獄にいる。地獄で苦しんでいる先祖は、血縁を通じて自分の子孫に助けを求めるといのである。ところが、助けを求めたことが、子孫に対してはすべて悪いことになってあらわれてしまう。したがって、家族は不幸になり、家運は傾いていくのだと教える。

統一協会がビデオセンターの初期に教義にはない因縁を用いるのは、それが日本人にとってとても馴染みのある考えで、信じさせ、実感させることが容易だからである。統一協会は因縁の存在を信仰しているのではない。統一協会が、自ら

は信じていないことを他者に信じさせ、その状態を利用して信者にしていくことは宗教の伝道活動としての範囲を逸脱した不当な行為というべきである。

信じさせ実感させれば、勉強を続ければ因縁に対する真の対処方法が判るという口実で、伝道・教化課程に通い続けさせることができる（甲16の2 9頁2～3行目、15～18行目）。その間に薄められた統一原理を信じさせ、文鮮明を再臨のメシアと信仰させていくことができるのである。又、因縁という超自然的現象の存在を信じさせることは信仰を持たせることに等しく、因縁＝遺伝罪の解決者として文鮮明を再臨のメシアとして信仰させるための準備（宗教的感性の啓発）をさせていることなのである。

以上のとおり、統一協会が伝道活動の頭初に、教義にはない因縁を用いて教育し、それを信じさせ、その存在を実感させることは信仰の自由を侵害する違法な行為である。なお、統一協会自体が2015年以降、先祖因縁という言葉や、伝道・教化課程においてはと限定して、家系図を用いてはならないと教区長など幹部信者にのみ通達している。その違法性を認めざるを得なくなったのである。

なお、因縁の存在を実感させることができれば、その人の意思決定を支配することができる。因縁を解消するための行為を拒んだらどうなるだろうという恐怖心を発生させる認識だからである。因縁の存在を信念として内在化させることにより、その信念を刺激することにより脅すのと同じ効果が生まれる。存在を実感させられれば、因縁を清算するために献金が必要と言われた場合、それを拒否する自由はないのである。

因縁についての教えは、恨霊についての教えとともに、2000年頃から導入された先祖解怨などの多額な献金をさせるために利用されている。

カ 小括

以上のとおり、文鮮明を再臨のメシアとして信仰させるためにおこなわれている前提行動である上記ア、イ、ウ、オはいずれも受講生（原告）の信仰の自由を侵害する（アについては、そのおそれのある）違法な行為である。

（5）信仰させる手段等の違法性

以下、統一協会が、受講生に文鮮明を再臨のメシアであるとの信仰を植えつける場である、主の路程と題する講義について検討する。

統一協会は、一定の条件をクリアした受講生にだけ、主の路程の講義を聞かせ

る。信仰を植えつけることを確実にするためである。その条件は、それまでの伝道課程で達成されるようになっている。したがって、以下の作業は、伝道課程の内容を検討することである。

ア 主の路程の講義を受けさせる条件

(ア) その1・真理と受けとめているか

a マニュアルによる知的基準

青年のコースのライフトレーニングのマニュアルに主の路程の講義を受講させることができるかどうかチェックすべきこととして、受講生が「この内容を真理として受け止めているか」と記載されている(甲63 12頁6～7行目)。その意味は、受講生が、初臨のメシアであるイエスによる救済が失敗したため、再臨のメシアが、今、地上に降臨していることを真理であるとする認識に達しているか、どうかということである。これが知的な認識の面で、受講生が主の路程の講義を聞くために到達していなければならないレベルとされている。壮婦(既婚婦人のこと)のコースでも同じと考えられる。文鮮明を再臨のメシアと受け入れさせるために必要なことだからである。

b 原理の神の实在の実感が必要

そのためには、受講生に原理の神の实在を実感させていることが必要である。原理の神の实在を実感させることによって、人類歴史は神の意思による、墮落して落ちてしまった地上地獄から、人類が墮落した前の位置まで復帰するための神とサタンの闘争史であること、そして、再臨のメシアが今、神によって地上に降臨させられているという統一協会の宗教教義を真理として受け入れさせることができるからである。

c 原告の場合

原告は神についての薄められた講義によって新しい神を与えられた。それは、万物の創造主である原理の神が、原告を含め受講生1人1人を愛してくれる親であるという内容で、原理の神を信仰することを困難にする要素が何一つないように作られている(本音の統一原理では、神は無力であり、ボロボロなのであるが、そのことは隠されている・別紙4)。同じ立場の受講生の反応によって、原告は自分も神を感じたいと望むようになった。そのような心理状態で、原告は神様は植物も愛されているという講義を聞いた。その後に植物の近くに座ったところ、体

がすごく暖かくなるという体験をし、それによって神の存在を実感したのである（14頁（6））。

その結果、原告は神が今、再臨のメシアを東の国に降臨させている、日本が過酷な加害行為をおこなった東の国・韓国に再臨のメシアが存在しているという再臨論の講義を事実であると思ったのである。

主の路程の講義の時までに残されているのは、それは誰か？ということだけにされていた（16頁（9））。

（イ）その2・どの程度求めているか

a マニュアルによる情的基準

上記のライフトレーニングのマニュアルには同じところに、「どの程度求めているか」をチェックすると書いてある。その意味は、受講生が強く再臨のメシアを求めているかどうかということである。再臨のメシアを求める欲求を生み出すのは、救われたいという思いであり、その思いを生み出すのは、原理の原罪を負う罪人としての自覚、実感である。

b 罪意識は回心をひきおこす

ウィリアム・ジェイムズは、罪の意識が宗教的救いを求める熱望を生み出すことについて、次のように叙述している。

「彼（リュウバ教授のこと）は酔っ払いから精神的な高慢にいたるまでの罪の例をたくさん掲げて、罪の意識がいかに人を苦しめ悩まし、肉体の病気やその他の肉体上の悲惨の場合と同じように、いかに切実に解放（すくい）を熱望するものであるかを示している」（甲64 ウィリアム・ジェイムズ 宗教的経験の諸相（上） 岩波文庫版 304頁12～14行目）。

「回心とは『義に向かって努力する過程というよりむしろ罪から脱け出ようと苦闘する過程』である。」（同書 316頁17～18行目 『』内はスターバック博士の論稿からの引用）

c 罪意識を与えることが必要

以上のとおり、受講生に原理の原罪を負った罪人であるとの実感を持たせることは文鮮明を再臨のメシアと信仰させるうえで、決定的に重要なことで、統一協会の伝道課程は、受講者に罪意識を与え実感させることを、最も重要な柱として組み立てられている。

統一協会のマニュアル（甲65 18頁）には次のとおり書いてある。

- ・原罪に対するとらえ方
- ・墮落人間であることの自覚・実感させる。"罪の自覚"
- ・救われたい、解決したいという心を持たせる。→メシアの必要性を感じる教育すなわち、原罪を実感させると、人はメシアの必要性を感じるようになるのである。

イ 原告の場合

以下、原告が原罪を実感させられた過程について主張する。

(ア) 教義にない因縁を悪用する

遺伝罪（先祖が犯した罪）を実感させる方法は、統一原理にはない、仏教の概念である因縁を悪用する方法である。因縁の实在を信じさせて、それを利用して、因縁をもたらすものは罪を犯した先祖であるとすることによって、遺伝罪を納得させるのである。原告は森山操のビデオと姉からのメッセージで霊界の实在を確信させられ（11頁 イ）、連続少女誘拐殺人事件である宮崎勤事件の原因が因縁であったという講義で、因縁の实在を確信させられた（12頁 エ）。家系上の問題として、原告の実家と原告自身の家庭に跡継ぎたる長男がいないこと、自殺者がいることも強く気になるようにさせられた（12頁 (2)）。不気味な夢をよく見ること（8頁 2）、お祓いを受けて、その時はこれで安心と思う体験を重ねていたこと（8頁 2）、水子の霊や先祖へのお参りをおこなってきた（12頁 オ）等という、原告自身の体験と講義が結び付いて、霊や霊界（地獄）の实在を実感させられた。

(イ) 身に覚えがあると思わせる講義→原罪

受講生自身が原罪を負った罪人であることを自覚・実感させるのは、墮落論の講義である。その内容は、神（親）の戒めを破った天使長とエバの淫行＝原罪＝を教え、淫行に至るアダム、エバ、ルーシエルの心理過程と受講生の体験とを結びつけさせて（甲65 18頁：心情路程とは心理過程の統一協会用語である）、身に覚えがあるとリアリティを与え、罪を実感させるという構成になっている。

原告はその講義によって、結婚前に夫以外の男性と関係を持っていること、妊娠中絶もしているという自らの体験を罪と認識させられて、大きなショックとともに、自分も原罪と同じ罪を犯してしまったんだと実感させられてしまった（1

5頁 ア)。そして、エバが成長する過程（思春期と原告はイメージした）で、神（親）の戒めを破って墮落したから、15～16歳の少女が、親に隠れて性行為をする例がよくあるのだらうと原罪の存在を納得させられたのである（16頁イ）。

（ウ）連帯罪を自覚させる

旧日本軍が韓国で日本に反対した少女を八つ裂きにして殺したとか、汚れを知らない少女を従軍慰安婦とし姦淫したということが講義された（16頁（9））。この講義によって、原告は日本人としての罪意識（連帯罪）を持たされたのである。

（エ）小括

以上のとおり、原告は知的な側面でも、情的な側面でも、特段の事情がなければ、主の路程で示される人物を再臨のメシアとして受け入れる状態にされてしまっていたのである。

ウ 超自然事象の存在を実感させられることの意味

因縁の存在を実感させられること、原理の神の存在を実感させられること、原理の原罪の存在を実感させられることは、超自然的事象の存在を確信させられることだから、信仰を持たせられたに等しいことである。

乙事件判決が以下に述べるとおりである。

「原罪や霊界・因縁の存在を信じて疑わないことは信仰を受け入れたに等しい」
（甲72 246頁下から11行目）

超自然的事象を、信じやすいものから順次信仰させることが、統一協会の伝道課程ではおこなわれている。それは、文鮮明を再臨のメシアと信仰させるための準備作業である。信じやすいものから信仰させることによって、文鮮明を再臨のメシアと信仰させることの抵抗感を減少させているのである。統一協会は、以上のことを宗教的感性を啓発すると主張している（甲62 2頁8～9行目）。

統一協会の伝道課程では、超自然的事象への信仰が順次発生させられることを原告は知らされていなかった。そもそも、その場が統一協会の伝道課程であることを知らされていない。幸せな家庭を作るためと言われて、統一協会の設定した順番に従って、講義を受講していただだけである。因縁、原理の神、原理の原罪への信仰は文鮮明への信仰の基礎となっているものであり、文鮮明への信仰を植

えつけられた後は、文鮮明への信仰を中心に、それらが相互に結びつき、互いに強めあうようになるものである。そのようなものであるのに、正体を隠したまま、告知されないまま文鮮明を信仰させるために、超自然的事象をその意思によらないで信仰させることがおこなわれていたのである。したがって、それらを発生させる行為を原告が自主的に選択したとはいえない。

エ 信仰を得るとはどういうことか？

(ア) 原告に発生した文鮮明を再臨のメシアと受け入れること

統一協会は別件で「信徒会で統一原理を学んだものが宗教的回心を起こすとの事実を認め」ている(甲68 2頁下から3～2行目)。統一協会主張の「信徒会」が統一協会であることは甲・乙・丙事件判決で確定している(77頁 1)。

以下、統一協会の伝道課程で、文鮮明を再臨のメシアと受け入れることが原告に発生していることと、その後それが深められていき、宗教的回心に至ったことについての主張をする。

原告は、主の路程の講義で、文鮮明を再臨のメシアと証され、「そうなんだ」と思い、受け入れさせられた。

統一協会の伝道・教化課程に誘われる前の原告は、自分について、幸せとはいえない人生だったけれども、結婚したのだから幸せな家庭を築いていきたいと考えていた。ところが、主の路程の講義を聞くまでの伝道課程で、原告は因縁がある家系に生まれただけでなく、自分も罪を犯し、原罪を負っている罪人であると認識させられていた。そのように原告の自分自身についての認識(以下「自己認識」という)が伝道課程で統一協会によって変えられていたのである。

ところが、ありがたいことに、神が再臨のメシアを地上に遣わしてくれたというのである。講義を聞いたところ、本来なら日本人を憎んで当然の韓国人である文鮮明が、原告ら日本人を愛し、救ってくれるということが明らかにされた。原告は、その講義を聞いてすごいなあと思いき嬉しくなり、「そうなんだ」と文鮮明を再臨のメシアとして受け入れ(17頁 (10))たのである。その時に原告に植え付けられた文鮮明が再臨のメシアであるという認識は、次第に深められて宗教的回心に結実し、その信仰は脱会するまで持続したのである。

原告に発生させられた文鮮明が再臨のメシアであることを受け入れたこと、それが宗教的回心に結実したことは、原告の自主的な選択ではない。原告の信教の

自由が統一協会の加害行為によって侵害された結果なのである。以下、そのことを主張する。

(イ) すべてのことが正体隠しのまま実行される

原告は主の路程の前までに統一原理にはない先祖因縁を教えられ、因縁や地獄の存在を実感させられている。そして、薄められた統一原理を教えられ、それを前提知識として原理の神の存在を実感させられ、自分が原理の原罪を負った罪人だと実感させられ、原罪を解決する再臨のメシアが今東の国に降臨していることを講義され、「誰なんだろう？」という心境にさせられている。それらのことが前提としてあるので、主の路程の講義で文鮮明が再臨のメシアであることを受け入れさせられてしまったのである。この組織が統一協会という宗教団体であることが明らかにされるのは主の路程の講義の最後である。すなわち、正体を隠されたまま、原告は文鮮明を再臨のメシアとして受け入れさせられたのである。

(ウ) 自主的選択は何もない

以上のとおり、原告の人生を決定的に変えてしまう宗教的回心につながる文鮮明を再臨のメシアと受け入れさせるためのすべてのことが、信仰（帰依）させる宗教団体の名前さえ明らかにされず、宗教教義であることも明らかにされないで、薄められた内容でおこなわれてしまっている。超自然的事象を順次信じさせられることについても、何一つ知らされていない。

原告は、統一協会によって、主の路程の講義を聞かされた場合には、文鮮明を再臨のメシアとして受け入れるように、認識を作り変えられたうえで、何が起こされるのか、全く何も知らされないまま、統一協会の定めるスケジュールに従って、主の路程の講義を受けさせられただけである。そして、文鮮明を再臨のメシアであると受け入れ、宗教的回心に至ると、経済的破綻や家庭崩壊に至るような献金や活動をすることになる等の宗教的実践課題が何一つ告げられていない。

それらのこと、及び、主の路程の講義の示す文鮮明が、その真実の姿を隠して神の真の愛を体現した人物として作られているため、文鮮明を再臨のメシアであると受け入れることが発生したのである。それが、原告の自主的選択でないことは明らかである。

(エ) 文鮮明の実像

なお、文鮮明は日本の責任を果たしていない（献金が目標に達していない）こ

とを責め、「エバ国から外して欲しいんだったら、今、言いなさい。すぐ外してやるよ！どうなの、石井！江利川！！！」と日本人幹部に何度も言ったという（甲26 23頁5～9行目）。エバ国から外されたら、日本は墮ちる以外ないと信じさせられている者達（同10～14行目）を文鮮明は恫喝しているのである。自己破産をしなければならない困窮に信者を追い込んでおいて、さらに献金を要求する、これが文鮮明の真の姿である。そんな重大なことが隠されたまま、再臨のメシアとして受け入れさせられたのである。

（オ）情緒的説明による「納得」

主の路程の講義では、文鮮明が何故再臨のメシアであるのか、何故原罪を脱がすことができるのかという点についての論理的、科学的説明は皆無である。あるのは、文鮮明が愛の人・奇跡の人であるという情緒的な説明だけである。受講生は、その説明に心を揺さぶられて、文鮮明を再臨のメシアであると受け入れるのである。

以上のような情緒的説明に心が揺さぶられることは、それを受け入れる準備が整えられていれば、自然に発生してしまうものである。心が揺さぶられることを防ぐ知識、すなわち信じさせられたらどうなるのかや文鮮明の真の姿は統一協会によって隠されており、心が揺さぶられることを助長する知識だけが与えられている。すなわち、そこには統一協会による操作だけがあるのである。

原告の信仰の自由は統一協会によって巧みに侵害されたのである。

オ 実践課題を与える

以上のとおり、主の路程の講義によって、因縁ある家系に生まれ、原罪を負っていると認識させられていた原告に救い主が示された。したがって、原告にとって、次に知りたいのは、どのような方法によって救われるのか、そのためには何をしなければならないかということである。

それで統一協会は、本音の統一原理によって知的に再教育させたうえで、実践の課題を与える作業にはじめて入るのである。本人や社会の利益に反し、統一協会のみが経済的利益を得る実践（経済活動）でも、信仰心を利用して「万物復帰」と再定義すれば、正しいと信じさせることができるからである。

教育課程や実践段階で追加される教えなどにより、実践課題の内容は次のとおりである（別紙4参照）。

日本の使命として、経済活動、物売りをしなければならない、ということが万
物復帰の意義と価値という講義、あるいはエバ国の使命として教えられる（17
頁（2））。伝道学という講義で、3人の霊の子（統一協会員）を作らなければ
ならないことが、メシアによって原罪を脱がせてもらう条件とされる（18頁
（6））。なにより、夫を統一協会員にしなければ（夫復帰）、祝福（合同結婚）が
受けられず、自分自身さえ救われない（18頁（4））。救われるためには、献
金をしなければならないことも課題とされる。それらの行動によって自己の内面
から嫉妬心などの墮落によって生まれたよこしまな心を取り去らなければ天国に
行けないのである。

カ 原告における宗教的回心の発生

（ア）文鮮明を心から尊敬するようになった

その後の教育トレーニングや教育新規隊・実践課程での教育や実践を通して、
原告の罪意識は深められ、信念は強化されていった。それは、自分がすごく罪の
重い女という認識であり、自分の家系には因縁があるということである。原告は
それらの罪や因縁を原告の代で食い止め、子供たちに及ばないようにしなければ
ならないと固く決意させられていた（36頁 ア）。そして、そのためには再臨の
メシア文鮮明の力によるしかない、祝福を受けることだ（18頁（4））と次第
に強く思わされていった。それらのことは、原告の自己認識に加えられたり、そ
れに密接に結びついた信念となっていった。

文鮮明に対する認識が大きく変えられた。すなわち、文鮮明が苦難の道を歩ま
れていることは、教育課程から参加した月曜日の礼拝や講義の中で、繰り返し、
繰り返し語られた。例えば、神が反対しているのに日本をエバ国にしてくれたこ
と（17頁（2））、1991年12月、文鮮明は金日成と会うときも死を覚悟
して北朝鮮に行かれた（甲58）が、人類のために共産圏を無くす目的であるな
どと教え込まれていた。原告も参加した韓国水沢里で1993年に開催された1
6万人日本女性特別修練会では、お父様は修練会に来た日本の女性を教育するた
め（愛するために）（霊的には）バケツ何杯もの血を吐きながら修練会をしてくだ
さっているとされた（40頁 イ）。文鮮明は真剣に、深刻に摂理を進めている
と伝えられ、その姿に原告は感動させられたのである。

以上の結果、原告は文鮮明を心から尊敬するようになり、文鮮明を慕う気持ち

も発生して、文鮮明を真のお父様、韓鶴子を真のお母様と思えるようになっていた。原告を救って下さる方は、このお二人しかいないと確信するようになった。そして、お父様がこんなに苦勞されているのだから、原告はもっともっと苦勞しなければならないと思わされた。以上の変化は、原告に宗教的回心が発生したということである。

(イ) 宗教的回心とは

ウィリアム・ジェイムズは回心を次のとおり定義する。

「回心する、再生する、恩恵を受ける、宗教を体験する、安心を得る、というような言葉は、それまで分裂していて、自分は間違っていて下等であり不幸であると意識していた自己が、宗教的な実在者をしっかりとつかまえた結果、統一されて、自分は正しくて優れており幸福であると意識するようになる、緩急さまざま過程を、それぞれあらわすものである。少なくともこの過程が、一般に回心と言われるものであって」(甲64 ウィリアム・ジェイムズ 宗教的経験の諸相 (上)・岩波文庫版 287頁1～5行目)。

原告の場合に引きよせて要約すれば、幸福な家庭を作りたいと思っているのに、因縁を負い原罪を負っている身と意識させられた自己が、超越的な力を持っている文鮮明を再臨のメシアと信じ、心から尊敬するようになり、真のお父様と思えるようになった結果、原罪を脱ぐことができる、因縁や原罪を子供たちに及ぼさないことができる意識させられるようになったということである。さらにその過程が比較的緩やかに進行させられたケースだといえよう。

(ウ) 宗教的回心による効果

ウィリアム・ジェイムズによれば、宗教的回心の結果、人の心理には次のような変化がおとずれる。

「ある人間が『回心』したと言うことは、・・・それまでその人間の意識の周辺にあった宗教的観念がいまや中心的な場所を占めるにいたるということ、宗教的な目的がその人間のエネルギーの習慣的な中心をなすにいたるということを意味するのである」(甲63 297頁後ろから3行目～298頁1行目)。

人間のエネルギーの習慣的な中心とは、人間の意識の焦点、つまり、人間がそれに自己を捧げ、人間の活動の源となるような観念群のことであるとウィリアム・ジェイムズは述べている (甲63 297頁後ろから8～6行目)。

統一協会の宗教的回心の場合は、上記のジェイムズの指摘によれば、上記に述べた原告の自己認識と、自然人である文鮮明が再臨のメシアであるとの信念が中核となり、別紙4記載の統一原理の諸概念（因縁は統一原理とは別であるが）や宗教的実践課題がその中核に統合されて、それらが一つの群となり、統一協会員の意識の焦点、つまり、統一協会員がそれに自己を捧げて活動する源となることである。

宗教的回心の本質が超越的力を信じ、それによって救われることである以上、教義や指導者に自己の判断を委ねることは当然のことになり、信仰内容がその人の「判断基準」として作用することになるのである（46頁（2））。

したがって、メシアによって救われるためには、教義として示されるメシアの求めることを実践しなければならないのは当然のことになってしまうのである。

（6）入信経過要件についてのまとめ

以上のとおり、原告は、信教の自由を侵害する統一協会の伝道・教化活動によって、統一協会の示す実践課題を実践しなければならないことを自己認識に密接に結びつけた信念とさせられ、それに自己を捧げて活動する源とさせられたのである。統一協会による献金等勧誘行為は、統一協会が違法に原告に内在化させた上記の信念（本音の統一原理・因縁・恨霊）を利用し、それに働きかけ、つけこむものであり、要求を拒否すれば救われないのではないか、地獄に行くことになるのではないかと不安を喚起するものでもあるので、原告はいずれの面からも、それを拒むことができないのであった。従って、激しい勧誘行為は必要がなく、献金等の意思表示の場面を切り離して観察すれば、自由な意思表示を阻害するような勧誘行為がないのに献金しているように見えるし、意思表示は自発的に行われているように見えるのである（乙事件判決 甲72 262頁4～5行目）。しかし、以上のとおり、原告の内面には、原告が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障を生じさせる決定的な事情が統一協会によって作られていたのである。

そのような関係のなかでおこなわれる実践が、原告に被害を与え、原告の家庭を困窮に落とし入れ、社会について被害を与えることになっていく。他方、統一協会だけが肥え太り、教祖一族が贅沢な暮らしを送っているのである。実践から逃れる道は、「真理」からの逃亡＝挫折以外ない。挫折して実践から離れても、内心

の信仰がなくなるわけではないから、このままでは救われない、どんな不幸に見舞われるかわからないという精神的苦悩は続くのである。

4 関わり方要件について

(1) 隷従させる

「その後の宗教団体との関わり方」(最高裁判決 甲60 6頁14行目)について結論を言えば、統一協会員は統一協会に対して隷従させられ、統一協会の指示に対しては倫理観を無力化させられている。それも、統一協会員が献金等をするか否かについて適切な判断をすることに支障を生じさせる重要な事情である。そのことを以下、主張する。

(2) 絶対的権威文鮮明・死後は韓鶴子

統一協会の教祖である文鮮明と信者との関係は、そもそも構造的に隷従の関係が発生しやすい。

乙事件判決が以下に判示するとおりである。

「神秘に帰依するとの選択は情緒を大きく動かされて初めて可能であり、そうであるが故に、一旦、人が信仰を得た場合、その信仰がその人の心や行動を支配する力は絶大である。信仰は、人を教義や宗教的権威に隷属させる力を持っているのである」(甲72 241頁3～6行目)。判示中の「神秘に帰依するとの選択」とは、判決の文脈では宗教的回心の発生と解することで良いと考えられる。

再臨のメシアである文鮮明は、原理の原罪を脱がせることのできる唯一の人であることを統一協会員は信仰させられている。それは統一協会員の信仰の中核部分を構成する。原告は、統一協会によって、因縁のある家系に生まれ、かつ原罪を負ったすごく罪が重い罪人であると信じさせられ、それらの罪や因縁を原告のところで解決し、子孫に影響を及ぼさないようにしなければならぬと強く信じさせられていた。原告が抱える上記の課題を解決してくれるのが、再臨のメシア＝文鮮明であると信仰させられていた。そうすると、文鮮明と原告との間には、圧倒的な立場の差がある。文鮮明の超越的な力によらなければ因縁の問題も解決せず、原罪を脱がしてもらえない。そうすると救われず、天国に行くことはできないのだから、統一原理によって地獄にだけは行きたくないと信じさせられている原告は、文鮮明によって生殺与奪の権を握られているに等しいのである。した

がって、文鮮明に対する隷従が発生するのは当然ありうることなのである。

(3) 隷従させるための継続的取組をおこなっている

ア 教義

そのような関係を基礎に、統一協会は統一協会員を隷従させるための取り組みを、伝道・教化課程の早い段階から着実に積み重ねている。まず、隷従しなければ救われない、すなわち隷従することが正しいという考え方が受講生に教え込まれていく。教義書である原理講論の中に、まさしく、そのことが書かれている。以下にその要旨を述べる。

(ア) アダム家庭の教訓→アベルに従順に屈伏せよ

人間がこの墮落性（主管性を転倒する墮落性）を脱ぐためには、カインがアベルに従順に屈伏すべきだったのである（甲 6 6 原理講論 2 9 5 頁 4～7 行目を要約）。

墮落人間は常にアベル的な存在に従順に屈伏することによって、初めて天が要求するみ旨を、自分もしらないうちに成し遂げていく（同 3 0 1 頁 1 0～1 1 行目を要約）。

(イ) ノア家庭の教訓→

善くないと思うことにも深いわけがあるのだから、善いことと見よ

ハムはたとえノアが裸になって寝ているのを自分では善くないことだと思ったとしても、何か深い訳があるのだということを賢明に悟って、分からずとも、あくまでそれを善いこととして見なければならなかったのである（同 3 1 3 頁 3～6 行目を要約）。

(ウ) アブラハム家庭の教訓→絶対的信仰が摂理を前進させる

アブラハムは、その絶対的信仰で、神のみ言に従い、祝福の子として受けたイサクを燔祭（注・供え物）として捧げるため殺そうとした時、神は彼を殺すなど命令され・・・・。

このように、アブラハムがイサク献祭に成功することによって、アブラハムを中心とする復帰摂理はイサクを通して成し遂げていくようになっていたのであった（同 3 2 7 頁 4～1 3 行目を要約）。

(エ) イエスの十字架の教訓→不信するな

イスラエル人がイエスを十字架につけたのは、どこまでも彼らが神のみ旨に反

し、イエスをメシヤとして信ずることができなかつたからである（同 182頁 9～10行目）。イエスの十字架の死は、・・・ユダヤ人たちの無知と不信の結果に起因したものである（同184頁4～5行目）。

イ 伝道・教化課程等での内容

（ア）教義内容の具体化

原理講論の上記の内容が現実の統一協会の伝道・教化課程では、「信仰生活講座」という講義名等で宗教的生活のみならず、日常生活の規範として繰り返し教えられ、真理として内面化される。実践課程でも教えられる。その1例が35頁の（イ）に記載されたものである。それらの行動や生活のための規範は罪人である原告が救われるために必須のものであるから、原告の自己認識と結びついた、深く内面化された規範となる。それは、次に述べる実践を通して、習慣的な行動となるよう訓練され、統一協会員を強固に拘束するものとなる。

（イ）日常生活の規範の一例

カインはアベル(宗教的上位者・直接的には担当者としてつけられる先輩信者)に従順に屈伏して絶対に侍らなければならない(18頁 (3))、なにか不都合な事やわからない事が起きても、「きっと深い意味がある」と思考を停止して、良いこととして見なければならない(35頁 ⑤)、文鮮明に対する絶対的な信仰が求められる。

限界を超えた献金をさせるために、「汝のイサクを捧げよ」と教えられる。自分の最も大切なものを統一協会に捧げなければならないとされるのである(35頁 ④)。支出にはアベル的支出とカイン的支出、サタンの支出があるとされる。サタンの支出とは非原理的目的のための支出、カイン的支出とは衣食住等自己のための支出、アベル的支出とは献金や統一協会の活動のための支出である。献金を最大化するために教えられているものである。文鮮明は再臨のメシア(イエス)である。統一協会員はイスラエル民族の立場である。イエスを不信して神の摂理を失敗させたイスラエル民族の誤りを犯してはならない。最後のメシアである文鮮明を不信して救いの事業を失敗させてはならないと教えられ、「不信するな」と命じられる。

異性との交流が厳しく禁じられる。心の中で思うだけでもダメとされる。異性への「思い」は心の中に自然に生まれてしまうものなので、それを規範で禁じら

れると、罪意識は次々と発生することになる。

髪を触られることもダメといわれていたため、原告は男性の美容師に担当してもらわないようにしていた。ところが、女性美容師が不在で一番上手な美容師に担当させますと勧められ、拒われきれずに男性美容師に担当してもらったことが一度あった。その人は、技術が上手であるだけでなく。原告に「素敵な人」と思わせる人だった。その後、原告は「素敵な人」と思い出すことを原理によって罪と考えてしまい、思い出すことを打ち消そうとして、かえって罪の意識に苦しめられることになった。そのストレスで面相さえも変わった。そんな体験もある。

(ウ) カジョンメンセ

以上の重要部分を要約化したのが、カジョンメンセ (甲56 家庭盟誓) の「絶対信仰・絶対愛・絶対服従」という標語的な表現である。教化課程の段階から、これを毎朝、文鮮明・韓鶴子の写真に対して敬拝を捧げる儀式の中で、唱えることが求められる。カジョンメンセの唱和を儀式の一部として毎日おこなうことにより、その標語の示す行為が、考えて正しいからおこなうことではなく、条件反射的におこなうものになっていくのである。

ウ 隷従の習慣化

教育トレーニングの時から、アベルに対する報告・連絡・相談が開始される。実践活動が開始されると、アベルと2人で1組となり、アベルを手本としつつ物を売り歩き、やり方を習得させられる。その活動をタワーと称する責任者に報告・連絡・相談しなければならない。当然その許可なく、活動を終わらせることもできない(18頁 (3))。

報告・連絡・相談は統一協会にかかわることに限らず、私的な生活や、私的な思いにも及ぼされる。統一協会員は、その時間のすべてを神のために捧げなければならないのであるから、それが当然のこととされる。以上のことの繰り返しの実践のなかで、アベルに従うことが当然のこととなり、指示の是非を考えないまま、実行していくようになる。

統一協会は、その構成員に対し、統一協会のための実践的活動においてはもちろん、私的な日常生活においても、統一協会への隷従が習慣的に行う行為となるよう訓練しているのである。

そうなる以上、統一協会員がアベルからの献金要求を論理で拒むことはできな

い。無資力の抗弁も許されない。お金がないとしても、「事情を超えて」おこなうことが求められる（連絡文書＝甲6 2枚目 3行目右側）。どう「工夫」してお金を作るかということが問題とされるのである。原告においても同じであった。

（4）倫理観を乗り越えさせる

統一協会が統一協会員を隷従させるのは、自分のお金を献金させるためだけではない。統一協会が意図的にそのことを追及するのは、統一協会員に犯罪行為を含めた反倫理的行為をさせるためである。

ア 倫理観の克服が課題である

統一協会が統一協会員におこなわせようとしていることは、身近な人に嘘をついて統一協会員であることを隠させること、嘘をついて物を売ること、嘘をついて人を統一協会の伝道施設に誘わせること、嘘をついてお金を借りて献金させること、預かっている親のお金を無断で献金させること、主婦であっても自分や子供に食べるものがなくなるほどの「情け容赦がない」献金をさせること（乙事件判決 甲72 259頁4行目）、幼い子供を親に預けたり、放置してでも統一協会の活動に邁進させること等であり、現代社会で普通の人を持っている、例えば、嘘をついてはいけない、盗んではいけない等の基本的な倫理観に反することである。

イ 善と悪の判断基準が変えられる

統一協会員に倫理観に反する行為をさせるためには、統一協会は、まず善悪の判断基準を変える。上記の行為を正しいことと再定義するのである。

原理講論では次のように記載されている。

「善と悪とは、同一の意味をもつものが、相反した目的を指向して現れたその結果を指している言葉なのである（甲66 原理講論 118頁4～5行目）。

本来の欲望は・・・、その性稟が神のみ意（こころ）を目的として結果を結ぶならば善となるのである。しかし、これと反対に、サタンの目的を中心としてその結果を結べば悪となるのである」（同 118頁13～14行目）。講義の中では、だから神のためという「動機」が重要と教えられる。

この定義によれば、嘘をついて人を統一協会の伝道施設に誘う行為は、神のみ意（こころ）を目的としている行為（神のための行為）だから善なのである。親の預金を無断でおろして統一協会に献金することも、この論理で善とされるので

ある。

結論として、統一協会のためにおこなうことは、この論理ですべて善に変えることができる。その結果、上記に記載する行為等も統一協会のためなら正しいことであると再定義され、倫理的抵抗感＝罪悪感が軽減され、おこなわなければならないことに変えられてしまうのである。

ウ 倫理観の特性

(ア) 判決の示すこと

善悪の判断基準を変えて、正しいことと再定義するだけでは足りない場合がある。それは倫理観の特性に理由がある。

倫理観については、乙事件判決が次のとおり判示している。

「もともと、人間の倫理観や価値観は、幼少時には家庭内で家族から影響を受け、その後、学校生活や社会生活を経験し、自分が属する共同体からの影響を受けながら形成される。倫理観や価値観は、説諭の言葉や文字を理解して論理的に身に付くというよりも、むしろ、家族、教師、友人から、叱られたりほめられたり、家族、教師、友人が喜んだり悲しんだりする姿を見るなど、感情を伴った出来事が繰り返し記憶され、それら出来事が意識されることのない記憶として定着することによって形成されるものと考えられる。感情の共有(共感)を抜きにして倫理観・価値観が形成されるとは考えられないのである。」(甲72 251頁4～12行目)

(イ) 罪悪感や恥という感情と倫理観

「盗むなかれ」という規範は人間社会を構成する共同体の存立条件というべき基本的なものである。構成員がこの規範を守らなければ信頼関係も共同生活も成り立たない、人間が共同体を形成して生きていくうえで必須の規範である。そのような規範を守ることのできない個体は、共同体から排除され、生存上極めて不利な立場に追いやられたであろう。そのような規範が有効に機能している共同体は、共同体として維持、強化されるから、生存競争上有利だったであろう。そのため、進化の過程で、そのような個体、共同体が生き延びてきたと考えられる。

そのうえ、「盗むなかれ」というような倫理観は、外部から監視されていない時でも、構成員に守らせなければならない。そこで、進化の過程で、罪悪感や恥という感情が発達し、基本的な倫理観を人間の内部から守らせるツールとして機能

するようになったのだと考えられる。

現代に生きる我々においても、それらの規範は、罪悪感や恥という感情を伴うことによって、我々にそれを守ることを「強制」している。遺失物を捨得した時、「届けなくても誰にもわからないのでは」などと一瞬でも考えると、そのようなことを考えたこと自体、「人間として恥ずかしい」という感情に襲われるなどがその例である。

人によって様々ではあるが、次のような体験がある人がいるだろう。幼かったがゆえに自分の欲望に負けて、親のお金を黙って持ち出して使ってしまったとか、お店でお菓子などを欲望に負けて、つい盗んで食べてしまって、それが発見されたという体験である。そして、そのようなことが露見した場合に、親が示した大きな驚きや悲しみ、怒り、あるいは想定に全く反したやさしさ等に対して反応した自分の感情、涙での謝罪等、又、親に連れて行かれて盗んだ店の店主に謝りに行かせられた時に受けた屈辱、怖さ、恥ずかしさ等々の感情の体験である。涙と結びついた感情の体験が「盗むなかれ」という規範と結びついて強く記憶されていて、それが再び同じような行動をしないという、強い決意の源泉＝倫理観になっているのである。

エ 倫理観を乗り越えさせるもの

このように、感情と深く結びついて形成され存在している「盗むなかれ」という基本的な倫理観は、論理や知的認識だけでは打ち破ることのできない強固な力を持っている。だから、統一協会のように、統一原理が真理であることと、隷従することの正しさを繰り返し教え、善悪の判断基準を変えたとしても、まだ不十分なのである。それは、統一協会員に基本的倫理観を乗り越えさせるために必要な条件ではあるが、まだ、十分ではない場合がある。

(ア) 権威者に恒常的に従わせる

以上のとおり、人の倫理観を確実に乗り越えさせるためには、統一原理を真理と信じさせる等のことだけではなく、別途の対策が必要である。

それは、第1に人を権威に対して恒常的に従わせ、自分の頭で考えない人間にしていくことである。

根拠となるのは、スタンレー・ミルグラム、エール大学教授が行った実験（アイビマン実験という）で確認されている人間の心理的傾向である。

実験によれば、普通の人々の3分の2は、大学の研究者と称する権威の指示であれば、見知らぬ、罪もない人に、その人が眼前で苦悶し（演技している）、やめてくれと訴えているに、死に致ると表示されているレバーを引いて致命的な電気ショックを加える（実際には何も加えられていない）。「殺すな」という基本的倫理観は、一定の条件の下では、多くの人々が軽々と乗り越えるものであることを示した実験である。権威的支配のもとで人は、自己の行為に責任を感じなくなっていく。彼は権威の命令を実行しているにすぎない。彼の関心は命令をいかに完全に遂行するかという点に向けられ、自分の行為の意味、影響に及ばなくなる。それらの問題を考えるのは権威の役割だからである（甲67 影響力の武器 1991年9月第1刷発行 誠信書房 249～257頁を要約）。統一協会が、アベルに対する絶対服従を規範として内面化させ、行動でそれを習慣化させるのは、この効果を狙っているのである。

（イ）一貫したいという欲求の利用

第2に抵抗のすくないことから、少しずつ倫理観をのり越えさせる行動させることによって、より抵抗の大きいことについても倫理観を乗り越えさせることである。

これはフット・イン・ザ・ドア効果という名称で知られている、社会心理学で確認されている承諾誘導の技術である。人間は、小さな要求を受け入れると、その後により大きな要求も受け入れるようになる。人間には、一貫した人間でありたい、そう評価されたいという強い心理的傾向があることを利用するのである。これは、朝鮮戦争における捕虜の「洗脳」に際し、中国軍が多用した方法である（同 88～98頁を要約）。それほどに強力なものなのである。

統一協会の場合は、まず、嘘をつくことを伝道・教化課程の最初の段階から実行させる。ビデオセンターなどに通っていることを隠させ、サークルに行っているなどという嘘をつかせる。親を含め、すべての人に対してである。実践活動として、嘘をついて物売り、伝道施設に誘うことを繰り返させる。家計から献金させることを夫には隠させるうえ、家族共同体のために備蓄されている夫名義の財産を夫に無断で引き出させて献金させる。お金がなくなれば、嘘をついて消費者金融等から借金させて献金させる。嘘をついて親兄弟等から借金させて献金させる。そして、親のお金を無断でおろして献金させるまでになる。小さなことか

ら大きなことへ次第に倫理観に反する行動を積み重ねさせることは、倫理観を乗り越えさせるためのもっとも強力な手段なのである。

以上のとおりのことを原告も実践させられていた。その結果、原告は統一協会に隷従させられていたのであり、その状況は統一協会によって意図的に作りあげられたものである。そして、その状況は、原告が「献金するか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずる」状態に陥らされたことなのである。

(5) 入信経緯要件と関わり方要件についての小括

以上のとおり、原告は信仰の自由を侵害されて文鮮明を再臨のメシアと受け入れさせられ、宗教的回心を起こされた結果、統一協会の示す実践課題を救いのために実践しなければならないことを自己認識に結びつけた信念として深く内在化させられていたのである。又、その実践課題をおこなわなければ、因縁や恨霊や罪が子供たちに影響を与えてしまうということも恐怖心と結びつけた信念として内在化させられていたのである。

そのうえで、原告は統一協会に隷従させられていた。アベルへの屈伏が報告・連絡・相談の体制や、毎日の祈りやカジョンメンセの唱和を繰り返すなかで習慣化されていた。倫理観さえ、権威（アベル）の指示する行動を積み重ねさせられることを通して無力化されていた。

これらのことが、アベルから献金などの勧誘に対して、原告が適切な判断をすることを困難にした事情なのである。

5 その他の要件

(1) 寄附者の属性、家庭環境

原告は結婚以来パートタイマーとして働き続けてきた。新聞配達の仕事をしてきたこともある。収入は多いときで月13万円程度であった。生活は夫から渡される生活費8～12万円（塾代などで加算された時期がある）と原告の収入でまかなっていた。夫は結婚当時鉄筋工だったが、平成5年頃から独立し、鉄筋組立業を自営している。子供は2人であった。

(2) 献金の経緯、目的、額及び原資

献金をしたのは、それぞれの献金について、献金の目的が告げられていたけれども、本質的には原告が統一協会の伝道・教化課程、実践課程によって、自分が

罪人であり、先祖の因縁や恨霊の働きを受ける者であるため、献金をしなければ、重い自分の罪等を償うことはできず、その重い罪等を子孫に引き継がせることになってしまうという不安や、因縁や恨霊によって家族、親族にどんな不幸が襲うかわからないという不安を常に持たされていたからである。

献金をするようになった経緯は、献金等をしなければ救われない、家族に不幸が襲うという信念を内在化させられており、借金等をしてでも献金等をするには救いのためにしなければならないこと、アベルの指示には絶対に従わなければならないこと等の信念も内在化させられている原告に対し、統一協会が組織的に、具体的には区域長等のアベルが献金を要求したからである。

献金の額及び物品購入の時期、内容、金額等は、別紙2 被害状況一覧表記載のとおりである。その原資は、生活費から一部あるが、父が亡くなった時に相続した210万円を除いては、クレジット会社やサラ金会社からの借金、母親に嘘をついて借りたお金、母親に無断で母親の預金をおろしたものである。

(3) 資産や生活の状況

原告に資産は全くなかった。実父の遺産210万円も献金させられた。従って以上のような献金の結果、債務整理を2回せざるを得なかった。そのことが示すように原告の家庭生活は困窮を極めた。子供に満足な食事をさせてやることもできないような状況に陥った。すなわち、献金によって、原告の家庭は継続的に生活の維持が困難とされていたのである。

6 結論

以上のとおり、統一協会の献金等勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱する違法のものであることは明らかである。